

(法務委員会)

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十五回国

会閣法第二三号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる法律その他の関係法律の規定の整備等を行う。

- 1 商法
- 2 商業登記法
- 3 民事再生法
- 4 会社更生法
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

二 施行期日

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の法律番号中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改めるとともに、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第十二条第一項の特定事業者のうち特定会社については、改正後の会社法第四百六十七条第一項第二号の二（子会社の株式等の譲渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認）の規定は適用しない等の修正が行われた。